

宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる各種基準条例の骨子に寄せられたご意見の内容と、これに対する本市の考え方（同様の主旨のご意見は取りまとめて記載しています）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準にかかわるもの（44件）

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-1	利用する施設によって受ける保育に格差が生じる恐れがあります。施設や職員の基準に格差をつけないようにしてください。 【同様の主旨のご意見：他に5件】	国の基準（第15条及び第44条）では、特定教育・保育施設は、取扱方針として、教育要領や保育指針等に基づき、子どもの心身の状況等に応じて教育・保育の提供を適切に行わなければならないとされ、特定地域型保育事業においても、それぞれの事業の特性に留意して、保育の提供を適切に行わなければならないとされており、市としては、利用する施設によって格差が生じることはないものと考えております。	無し
-2	新制度のもとでは、実費徴収や上乗せ徴収を認める方向のようですが、今以上に保護者の負担が増えないようにしてください。 【同様の主旨のご意見：他に5件】	国の基準（第13条第6項）では、実費徴収や上乗せ徴収について、あらかじめ、保護者に用途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について明らかにするとともに、説明を行い、同意を得なければならないとされており、市としては、保護者の理解を得た上で、必要な費用が徴収されるものと考えております。	無し
-3	現行の基準を下回らないような基準を設定してください。 【同様の主旨のご意見：他に4件】	基準の根拠法となる子ども・子育て支援法（第34条第1項及び第46条第1項）において、教育・保育施設及び地域型保育事業者は、これまでどおり学校教育法や児童福祉法に基づく認可基準を遵守しなければならないとされており、現行の基準を下回ることにはならないものと考えております。	無し
-4	新制度に関する保護者や施設職員対象の説明会を開催してください。 【同様の主旨のご意見：他に3件】	新制度の広報・啓発につきましては、今後もその内容の充実に取り組んでまいりたいと考えており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-5	<p>利用する施設・事業によって、教育・保育の内容に格差が生じないようにしてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に2件】</p>	<p>国の基準（第15条及び第44条）では、取扱方針として、教育要領や保育指針等に基づき、子どもの心身の状況等に応じて教育・保育の提供を適切に行わなければならないとされており、市としては、利用する施設・事業によって格差は生じないものと考えております。</p>	無し
-6	<p>すべての施設・事業において、質の高い教育・保育が保障されるようにしてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に2件】</p>	<p>国の基準（第3条）では、すべての施設・事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないとされており、市としては、質の高い教育・保育の提供に努めてまいりたいと考えております。</p>	無し
-7	<p>どの子どもにも豊かな保育が等しく提供されるよう、安心・安全な良い制度にしてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に2件】</p>	<p>新制度においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みとして、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業の中から、保護者のニーズにあった施設を選んで利用していただく制度であり、市としては、それぞれの施設・事業の特性に応じた、質の高い教育・保育の提供に努めてまいりたいと考えております。</p>	無し
-8	<p>先頃公表された公定価格の仮単価では、長時間保育が正当に評価されていません。長時間保育が正当に評価されるよう、保護者の負担を抑制することに留意して、市の条例で定めてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に1件】</p>	<p>保育料については、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。本市における利用者負担額の検討につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-9	<p>直接給付制度により、子どもたちの間に差別感や不全感が生じないよう、子どもたちの発達・育ちにおいて社会に対する信頼の醸成に寄与するよう配慮してください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に1件】</p>	<p>国の基準では、施設・事業者に対し、保護者からの利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止や、市町村が行うあつせん、調整及び要請に対する協力が規定されており、市としては、直接給付制度が実施されても、教育・保育の実施について差別感が生じることはないものと考えております。</p>	無し
-10	<p>現行の職員配置基準（例…保育所0歳児3：1）では大規模な災害に対応できません。災害が起こる可能性を想定して、生命の保障ができるような基準にしてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に1件】</p>	<p>職員の配置基準については、施設の認可基準で定める事項となっておりますとともに、災害を想定した訓練や研修の実施などの基準が定められており、市としては、引き続き児童の安全を確保してまいりたいと考えております。</p>	無し
-11	<p>児童福祉法第24条第1項に定められた宇治市の保育の実施責任を、すべての施設に適用してください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に1件】</p>	<p>児童福祉法第24条第3項では、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業が不足したり、不足するおそれがある場合などは、市が利用の調整を行うとともに、事業者に対して利用の要請を行うことが求められていることから、市としては、保育を必要とする児童の施設の利用が円滑にできるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	無し
-12	<p>施設・事業において発生した事故等については、その運営者とともに、市は解決にあたってください。</p>	<p>国の基準（第32条各項及び第50条の準用規定）では、施設・事業において事故が発生した場合は、速やかに市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされており、市として、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。</p>	無し
-13	<p>教育・保育の質を向上させるため、職員の研修機会の財政的、時間的、人的な保障をしてください。</p>	<p>国の基準（第21条第3項及び第47条第3項）では、事業者は職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないとされており、市として、事業者が研修機会及び内容の充実と研修に参加しやすい環境づくりに努めるように、働きかけてまいりたいと考えております。</p>	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-14	幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領は「子どもの発達の観点」を記述した項目が欠落しています。国連「子どもの権利条約」の精神に合致した教育・保育の提供を望みます。	幼稚園教育要領や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、子どもの発達を踏まえた教育・保育を実施することが定められており、市としては、幼稚園、認定こども園においても、子どもの発達に則した教育・保育の提供がされるものと考えております。	無し
-15	新制度に規定する施設においても、「平等性の原則」に従い、宇治市の保育（教育）の実施責任の観点を重要と考え、財源を最優先で確保してください。	本市では、これまでから教育・保育に関する予算の確保に努めてきたところでありますが、新制度におきましても、引き続き必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。	無し
-16	労働条件をより良くし、働きがいのある職場の基本的条件を市の条例で定めてください。	市としては、労働者の賃金等の労働条件は、基本的に労働者と使用者の間で決定されるべきものと考えております。また、本市の職員の勤務条件については、条例などで定めているところです。	無し
-17	9:30～16:00の間は、すべての子どもが保育園に来られるようにしてください。	新制度においては、保育の認定を受けた子どもは、保護者の就労時間の長短にかかわらず、原則的な保育時間（8時間）が確保されているところであり、市としては、すべての子どもが原則的な時間の保育が受けられるものと考えております。	無し

宇治市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準にかかわるもの（43件）

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-1	認可保育所の基準と同等の基準を設定してください。 【同様の主旨のご意見：他に11件】	市としては、地域型保育事業の基準が保育所の認可基準と異なるのは、地域型保育事業のそれぞれの規模や形態の違いによるものと考えており、地域型保育事業の基準を設定することは、適切であると考えております。	無し
-2	現行の基準を下回らないようにしてください。 【同様の主旨のご意見：他に4件】	本市が定めることになる地域型保育事業の認可基準は、これまでの児童福祉法に基づく基準を下回る項目は無いため、市としては、現行の基準を下回ることにはならないと考えております。	無し
-3	保育に携わる職員は、すべて保育士資格を有することを条件にしてください。 【同様の主旨のご意見：他に3件】	家庭的保育事業においては、国の基準（第23条第2項）に上乘せして、家庭的保育者に保育士資格を義務づけることで、すべての地域型保育事業で保育士の資格を持った者が必要となることから、市としては、保育の質を保つための基準は確保されているものと考えております。	無し
-4	労働条件をより良くし、働きがいのある職場の基本的条件を市の条例で定めてください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	市としては、労働者の賃金等の労働条件は、基本的に労働者と使用者の間で決定されるべきものと考えております。また、本市の職員の勤務条件については、条例などで定めているところです。	無し
-5	新制度に規定する施設においても、「平等性の原則」に従い、宇治市の保育（教育）の実施責任の観点から重要と考え、財源を最優先で確保してください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	本市では、これまでから教育・保育に関する予算の確保に努めてきたところでありますが、新制度におきましても、引き続き必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-6	教育・保育の質を向上させるため、職員の研修機会の財政的、時間的、人的な保障をしてください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	国の基準（第9条第2項）では、事業者は職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないとされており、市として、事業者が研修機会及び内容の充実と研修に参加しやすい環境づくりに努めるように、働きかけてまいりたいと考えております。	無し
-7	施設・事業において発生した事故等については、その運営者とともに、市は解決にあたってください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第32条各項を準用する第50条）では、施設、事業において事故が発生した場合は、速やかに市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされており、市として、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。	無し
-8	事業の実施法人は、市内で認可保育所運営の実績がある社会福祉法人の中から、公正な選考のもと決定してください。企業を参入させないでください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	これまで、本市では市内で保育所を運営している社会福祉法人に、家庭的保育事業を委託して、事業を実施してきております。今後とも、安全で安心な保育が行えるように、地域型保育事業の実施のあり方について検討してまいりたいと考えております。	無し
-9	利用する施設・事業によって、保育の内容に格差が生じないようにしてください。	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第44条）では、取扱方針として保育指針に準じて、子どもの心身の状況等に応じて特定地域型保育の提供を適切に行わなければならないとされており、市としては、利用する施設・事業によって、特定地域型保育の内容に格差は生じないものと考えております。	無し
-10	現行の職員配置基準では大規模な災害に対応できません。災害が起こる可能性を想定して、生命の保障ができるような基準にしてください。	職員の配置基準については、事業ごとに認可基準で定めながら、市としては、災害を想定した訓練や研修の実施などを基準に定めることで、引き続き児童の安全を確保してまいりたいと考えております。	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-11	<p>小さな規模の保育事業の担当者がストレスを溜めたり、孤独になったりする事態を避けるために、施設型の保育事業よりもきめ細かな基準を設定してください。</p>	<p>国の基準（第 6 条）では、地域型保育事業が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供できるように、連携協力を行う施設の確保を求めており、具体的な内容として、集団保育を経験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言等の支援を行うことが規定されており、市としては、地域型保育事業の職員が孤立することなく、保育所等と連携した保育が実施できるものと考えております。</p>	無し
-12	<p>家庭的保育者は、保育所での実務経験 3 年以上という条件を追加してください。</p>	<p>家庭的保育事業においては、国の基準（第 23 条第 2 項）に上乗せして家庭的保育者に保育士資格を義務づけることで、引き続き保育の質を保つための基準が確保されているものと考えております。</p>	無し
-13	<p>家庭的保育事業は、給食・行事参加・日々の園庭遊びなど、運営する社会福祉法人の保育所と連携を取り、保育内容に格差が生じないようにしてください。</p>	<p>国の基準（第 6 条）では、保育所等と連携して、利用する乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこととされており、市としては、保育内容に格差は生じないものと考えております。</p>	無し
-14	<p>保育の質を保つため、人的な保障をしてください。</p>	<p>家庭的保育事業においては、国の基準（第 23 条第 2 項）に上乗せして、家庭的保育者に保育士資格を義務づけており、小規模保育事業 A・B 型については認可保育所の職員配置基準が適用されるとともに、小規模保育事業 B 型の基準についても、保育従事者の半数以上に保育士資格が義務づけられています。また、小規模保育事業 C 型及び居宅訪問型保育事業の家庭的保育者についても、家庭的保育事業と同等の基準となることから、市としては、保育の質を保つための基準は確保されているものと考えております。</p>	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-15	園庭や自然の無い場所や、アパートやビルの一室等ではなく、安全で豊かな環境となるような基準にしてください。	国の基準（第5条第6項）では、家庭的保育事業者等の一般原則として、家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気など、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に、十分な考慮を払って設けられなければならないとされており、市としては、保育の環境は確保されるものと考えております。	無し
-16	宇治市に生まれた子どもが、感性豊かに育つ環境が守られるような基準にしてください。	新制度においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みとして、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業の中から、保護者のニーズにあった施設を選んで利用していただく制度であり、市としては、それぞれの施設・事業の特性に応じた、質の高い教育・保育の提供に努めてまいりたいと考えております。	無し
-17	保育料については、現行以上の負担とならないよう、保護者負担の軽減をしてください。	保育料については、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。本市における利用者負担額の検討につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し
-18	家庭的保育を利用している児童は、保育所待機児童としてカウントし、保育所に空きがあれば、すぐに保育所に入所させてください。宇治市の保育実施責任として、子どもの最善の利益を考え、保育を実施してください。	本市では、現在、家庭的保育事業を利用する乳幼児は、希望する認可保育所への入所が可能になり次第、認可保育所への入所をいただいているところです。引き続き、必要な保育の提供に努めてまいりたいと考えております。	無し
-19	新制度に関する保護者や施設職員対象の説明会を開催してください。	新制度の広報・啓発につきましては、今後もその内容の充実に取り組んでまいりたいと考えており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し



	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-20	<p>児童福祉法第24条第1項に定められた宇治市の保育の実施責任を、すべての施設に適用してください。</p>	<p>児童福祉法第24条第3項では、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業が不足したり、不足するおそれがある場合などは、市が利用の調整を行うとともに、事業者に対して利用の要請を行うことが求められていることから、市としては、保育を必要とする児童の施設の利用が円滑にできるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	無し

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にかかわるもの（36件）

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-1	<p>必要な財源を確保し、職員の配置や集団の規模、施設条件等、現行の水準を下回らないように基準を設定してください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に9件】</p>	<p>今回、市で定める基準の内容は、現在の国の放課後児童健全育成事業のガイドラインを下回る基準はありませんが、既存の施設の中には、集団の規模と児童1人あたりの面積の基準を満たしていない施設があることから、当分の間、経過措置を設けるとともに、基準を満たすための努力義務規定を設けたいと考えております。また、放課後児童健全育成事業の充実のために、今後も引き続き、必要な財源の確保に努めてまいります。</p>	無し
-2	<p>放課後児童健全育成事業に従事する職員の資質向上と、教育・保育の質の向上のため、研修機会の保障をしてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に5件】</p>	<p>国の基準（第8条第2項）では、事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないとされており、市として、事業者が研修機会及び内容の充実と研修に参加しやすい環境づくりに努めるように、働きかけてまいりたいと考えております。</p>	無し
-3	<p>宇治市の育成学級事業において、土曜日も通学している小学校で開設してください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に3件】</p>	<p>土曜日の開設につきましては、この基準に定める最低基準（原則として年間250日以上の開設）をもとに、事業者ごとに定める事項になります。本市の育成学級の土曜日の開設のあり方につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	無し
-4	<p>労働条件をより良くし、働きがいのある職場の基本的条件を市の条例で定めてください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に2件】</p>	<p>市としては、労働者の賃金等の労働条件は、基本的に労働者と使用者の間で決定されるべきものと考えております。また、本市の職員の勤務条件については、条例などで定めているところです。</p>	無し
-5	<p>児童や家庭の抱える諸問題への対応、障害児への対応など、子どもに目が行き届くよう、十分な人数の職員を配置してください。</p> <p>【同様の主旨のご意見：他に2件】</p>	<p>職員の数については、基準で定める数を最低基準としながら、支援の必要な児童への対応のための職員を別途配置するなど、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保できるよう努めていきたいと考えております。</p>	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-6	新制度に関する保護者や施設職員対象の説明会を開催してください。 【同様の主旨のご意見：他に2件】	新制度の広報・啓発につきましては、今後もその内容の充実に取り組んでまいりたいと考えており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し
-7	職員がゆとりをもって対応できる定員を条例で定めてください。 【同様の主旨のご意見：他に1件】	国の基準（第10条第4項）どおり、支援の単位（集団の規模）はおおむね40人以下としますが、既存の施設の中には、1クラス40人を超える定員の施設があることから、当分の間、経過措置を設けるとともに、基準を満たすための努力義務規定を設けたいと考えております。	無し
-8	現行の職員配置基準では大規模な災害に対応できません。災害が起こる可能性を想定して、生命の保障ができるような基準にしてください。	職員の配置基準については、支援の単位ごとに2人以上としながら、災害を想定した訓練や研修の実施などの基準を定めることで、市としては、引き続き児童の安全を確保してまいりたいと考えております。	無し
-9	集団の規模及び児童1人あたりの面積について、当分の間、経過措置を設けるとありますが、当分の間という不明確な表現ではなく、実現する年度を明記してください。	経過措置期間中であっても、基準を満たすための努力義務規定を設けたいと考えております。今後、育成学級の利用者数の推移や施設整備を検討するとともに、また、民間の法人が運営している放課後児童クラブ等の状況も踏まえながら、国の基準を満たすように努めていきたいと考えております。	無し
-10	職員は、教諭または保育士資格のある人にしてください。	国基準（第10条第3項）では、放課後児童支援員の条件として、都道府県知事が実施する研修を修了していれば、教諭または保育士資格を義務づけていないことから、本市におきましても、教諭または保育士資格を義務づけることは考えておりません。	無し

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-11	宇治市の育成学級事業において、学校長期休暇中の開設時間を朝7時30分からにしてください。	開設時間につきましては、この基準に定める最低基準（学校休業日の場合、1日8時間以上の開設）をもとに、事業者ごとに定める事項になります。本市の育成学級の学校休業期間（学年始、夏季、冬季、学年末）の開設時間のあり方につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し
-12	保育料については、現行以上の負担とならないよう、保護者負担の軽減をしてください。	放課後児童健全育成事業の保護者負担額につきましては、それぞれの事業者ごとに定める事項になります。本市の育成学級における保護者負担額の検討にあたっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し

その他（1件）

	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
-1	「当面の間、保育を必要とする子どものすべての施設・事業の利用について、保護者からの施設利用の申込を受けた市町村が調整を行います」とありますが、いずれは、保護者が直接施設に利用申込をすることになるのでしょうか。利用申込の受付は、行政一本で最後まで責任をもって行うべきだと思います。	児童福祉法第24条第3項では、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業が不足したり、不足するおそれがある場合などは、市が利用の調整を行うとともに、事業者に対して利用の要請を行うことが求められていることから、市としては、保育を必要とする児童の施設の利用が円滑にできるよう努めてまいりたいと考えております。	無し